

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（中教審と事務職員の業務特集号） 2025年9月1日 NO. 747.

中央教育審議会での議論 「教師以外が積極的に参画すべき業務」を事務職員の負担に？

中教審の「教師を取り巻く環境整備特別部会」で、学校の働き方改革の実効性を高めるための指針改正案と「学校と教師の業務3分類（案）」が提案されました。

「学校と教師の業務の3分類」の指針への位置付け（案）

教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらの分類を踏まえて「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定。学校は、学校運営協議会での議論等を踏まえ、地域の実情に応じた運用を行う。

【教師以外が積極的に参画すべき業務】

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成管理

（学校が行う場合事務職員等を中心に実施）

⑧ITC機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

（教育委員会と連携をはかりながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討）

事務職員等が中心となって実施すると記述されています。事務職員が、パソコン等に詳しいと決まっている訳でもありません。日常の業務で、忙しくしている事務職員も多く、実情を踏まえた（案）とは思えません。

標準的職務の問題点 1・2名配置の事務職員が学校徴収金を担うには負担が大き過ぎる私費会計のままでは、法的にも問題が残る？

「事務職員の具体的な職務内容を定める際には、学校管理規則等に位置付けられる標準的な職務を踏まえつつ、学校規模、教諭等の配置数や経験年数、各学校・地域の実情等についても十分の考慮されるようお願いします」（文部科学省）。

学校徴収金、特に給食費は、学校配当予算の金額をはるかに超えます。給食費の無償化で、徴収業務や未納督促業務が、学校からなくなったとはいえ、1・2名で通常の業務を分担している事務職員にとっては、それを分担することは大きな負担となります。教材費や社会科見学・修学旅行費、卒業アルバム代などの業務が加われば、さらに負担が増えます。

また、学校徴収金は「負担感が強い一方でやりがいや重要性は高くない」という業務です。事務職員も、教員も、できればやりたくないと考えている業務です。私費会計のまま放置されている学校徴収金は、事務職員の職務でも教員の職務でもありません。学校で処理しなければいけない間は、学校の誰かが分担しなければいけない職務というだけです。特に、新規採用者や局間交流者に対しては、職務分担の配慮が必要です。

文部科学省の標準的職務と東京都の標準的職務では、大きく違っている箇所が 別表第2では専門性を生かして、積極的に参画すると

文部科学省の職務内容例は、別表第1と別表第2に分かれています。別表第1は、総務、財務、管財、事務全般の4つに区分されています。別表第2は、校務運営として、学校の組織運営、教育活動、学校評価、保護者・地域住民・関係機関等との連携及び協力、危機管理、情報管理の6つです。東京都教育委員会の例示には、別表第2がありません。

別表第2は、「他の教職員との適切な業務の連携・分担の下、その専門性を生かして、事務職員が積極的に参画する職務の内容及びその例」とされています。

東京都の現行人事政策では、学校事務職員が「学校運営に参画」することも「専門性」を身に付けることも、困難になりつつある？

学校教育法の改正により職務が見直された事務職員は、「専門職として、校務運営への参画を一層拡大し、より主体的・積極的に参画すると求められています」。しかし、東京都では、新規採用者が3年で都立学校や教育庁、知事部局等に異動し、主任A選考合格者も昇任時他局異動で知事部局等へ異動しています。3年や5年という短期間の経験では、「専門性」を身につけることも、「校務運営への参画」も、困難であると言えます。毎年、多くの新規採用者と局間交流者が、小中学校に異動してきます。毎年、1割程度の事務職員が、異動で入れ替わっています。

総務事務から財務事務への職務の重点移行をさせることを提案 「生き残り」のためにも

給与、旅費、福利厚生は、都費負担事務職員の共通の職務です。かつては、給与支給事務は大変な職務でした。給与計算の手計算から電算化へ、給与の現金支給から給与の口座振り込みへ、さらに給与支給明細書の電子化へと変化しています。発生源入力など人事給与システム、キャッシュレス化とペーパーレス化などの「合理化」で、現在では事務職員の主要な職務とは言えなくなってきました。

多摩地区の多くの市では、都費事務職員の職務分担の変更が必要ではないでしょうか

給与支給事務を始めとする総務事務は、定型的な事務と考えられ、当局によって「合理化」がされやすい業務です。「学校事務の共同実施」が、多摩地区のいくつかの市で導入されているのも、都費事務職員の主な職務が総務事務であることと関係があると推測されます。

多摩地区の市教育委員会では、都費事務職員の職務は給与事務を始めとする都の職務、市費事務職員の職務は財務事務を始めとする市の職務という考えがあるようです。しかし、将来的には、総務事務から財務事務への職務の比重を移行させることが必要であると考えます。職務の重点を財務事務に代える必要があると考えます。